



岡山県広第193号
令和5年6月22日

公益社団法人
被害者サポートセンターおかやま
代表理事 平松 敏男 殿

岡山県知事
伊原木 隆 大



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和5年6月22日から令和10年6月21日まで